

論文

「電通事件」判決の黙示

——労働時間・精神医学診断・被害者家族——

濱本真男*

1. はじめに

「電通事件」は、1970年代末から現在に至る日本の過労自殺の歴史上重要な事件であり、先行研究による言及も多い。しかし、「電通事件」における重要性の一端はまちがいに、当事件以降の過労自殺事件に与えた「電通事件」判決の影響の中に看取すべきものであるにもかかわらず、その影響の元である判決文自体を詳細に分析した研究は、法学分野を除いて、殆どなされていない。そこで、本稿は、法学者ではない立場（法的争点のみに拘らない立場）から当事件各審級の判決文と関連する言説を批判的に分析し、副題に付した3つのキーワード（労働時間・精神医学診断・被害者家族）との関連でこれまで「電通事件」分析としては明示化されてこなかった問題を提示すべく試みる。まず以下の段落で、各判決の進行とその中に見出されてきた先行判例としての画期性について概観したい。

1991年8月27日、株式会社電通（以下、一審被告）に入社後約1年5か月になる24歳の男性社員Xが、自宅の風呂場で自殺した。彼の両親（以下、一審原告）は、Xの自殺の原因が使用者側に強いられた長時間労働とそれに起因するうつ病罹患にあるとし、一審被告を相手どり、民法四一五条（債務不履行）及び同七〇九条（不法行為）に基づいて損害賠償を請求すべく提訴した。これに対し東京地裁は、1996年3月、一審原告の主張をほぼ全面的に認め、一審被告に対し、使用者として当然履行すべき安全配慮義務の不履行に起因してXの被った損害を賠償するよう命じた¹。注目すべきなのは、このいわゆる「電通事件」地裁判決が、既に多くの論者によって確認されているように、過労自殺の事案において企業に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償を認めた最初の判例であるということである。この判決をきっかけにして、同様の事案において使用者を相手取った損害賠償訴訟が相次ぐようになり、原告となる被害者家族の主張が認められるケースが続出しているのだ。いうなれば「電通事件」判決は、遺族救済という観点に立つならば、労災保険制度による補償ではカバーしきれない損害を補填する新たな道を切り拓いた画期的な判決なのである。また、主として脳や心臓の疾患に起因する過労死の場合と比較したときに、身体的症状のごとき明証を欠き、また故意の行為である可能性を脱しえない過労自殺の事案において、行政補償が認められること自体が極めて稀であったこと²を考え併せ、なおかつ当事件が行政補償の認定基準改正に与えた影響をも推し測ってみるならば、遺族救済の新たな道は不可能を可能にする道であったと言い換えてもさほど過言ではない。

しかし、同様に遺族救済という観点からいって、当事件判決は必ずしも有益な影響ばかりを与えているとはいえない部分もある。それは、1997年9月「電通事件」高裁判決によって示された過失相殺に係る部分であるが、これについては後述に回したいと思う。それでも結果的に、2000年3月「電通事件」最高裁判決において一審原告敗訴部分、つまり過失相殺に係る部分が破棄され高裁へと差し戻しとなり、その後一審原告の主張がほぼ全面的に認められる形で和解が成立しているのである。この最高裁判決を評して、遺族側代理人を務めた川人博は「日本の人権史に残る画期的な判決」（川人，2006: 117）と語った。またそれが画期的である所以として具体的には、使用者が負う安全配慮義務の内容として労働者のメンタルヘルスマネジメントの責任が企業側にあると明示したこと、被害者本人の

キーワード：過労自殺、「電通事件」、労働時間、精神医学診断、被害者家族

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2009年度入学 生命領域

性格的要因及び合理的行動の欠如や被害者家族が具体的措置を採らなかったことを理由とするような安易な過失相殺を容認しない枠組を判示したこと（根本, 2001）等がすでに指示されている。

一方、上述の画期性については、それに伴う問題点もまた、主として法解釈的視点から指摘されている。たとえば、メンタルヘルスマネジメントの責任については、これの内容として使用者が労働者個々人の主観的状态を把握及び管理することが含意されていると解されること、このような労務管理の発想は労働者のプライバシーの問題を免れえないとする指摘（保原, 2000）がある。また、安易な過失相殺を容認しない枠組については、最高裁がこれに係る判断に際し、Xの性格的要因や一審原告による具体的措置の不採用についてはそれらをもって過失相殺の要因として斟酌することができない旨言及しているのに対し、Xによる合理的行動の欠如については言及していないことを指摘した上で、特に「自己健康管理義務違反は重要な問題であり、これを無視することはできない」のであり「最高裁は減額事由を圧縮・限定して過失相殺理由を調整の上、破棄自判し、決着を図るべきであった」（石川, 2002: 27）とする主張があるのだ。以上、「電通事件」最高裁判決についての先行研究が提示する主だった2つの論点は、いずれも重要なものであり、本稿でも追って触れることになる。

しかし、先取りしていえば、上述の論点の重要性は「電通事件」の画期性を相対化しうる判例解釈の正当性にあるというよりも、むしろ、当事件の後続する事件に対する影響を方向づけるものとしてある「第三者的専門家」の言説関係を浮き彫りにしている点にある。つまり、仮に上の論点を成す諸言説に誤謬を認めるならば、その批判的評価は、「電通事件」分析の枠を超えて、過労自殺事象全体の誤った意味づけや取り扱い方に対する批判的評価へと通底するものとなるのだ。本稿は、そのような批判的評価をなすことを長期的な課題として志向しつつも、冒頭の段落で述べた目的を果たすことで、その予備的作業となるに留まる。

最後に方法論として、本稿も基本的には多くの先行研究と同様に、各判決の判旨の流れに沿い、主要な4つの争点を踏まえた分析になることを予め言明しておく。

2. 「社会通念上許容される範囲」という表現によって黙殺される前提

第1の争点は、Xの労働時間が「社会通念上許容される範囲」（労働判例692号：14〔以下、地裁：頁数〕）を超えて過剰なものであったか否か、である。この点に関してXの労働時間を示す資料となるものには、大きく分けて2つあった。1つは、勤務状況報告表（一審被告社員の自己申告）であり、2つめは、監理員巡察実施報告書（委託監理員の深夜巡回による在館者記録）及び深夜退館記録簿（委託監理員管理下にある午前2時以降の一審被告社員退館記録）である。その上で、この2つの資料がそれぞれ示すXの労働時間の隔たりが争点となったのだ。一審原告によると、勤務状況報告表に記載されている労働時間は、Xの自己申告によるものであるが「申告時間が事実上規制されて」（地裁：15）おり、真実の労働時間を反映していない。それゆえ、監理員巡察実施報告書及び深夜退館記録簿に記載されているものがXの労働時間を示す証拠となる旨主張した。これに対し、一審被告は、勤務状況報告表に記載されているものがXの労働時間であり、その他の資料によりXがときに深夜あるいは早朝まで会社内に在館していたことは認めるが、その事実をもって「在館時間がそのまま勤務時間であるということとはできない」（地裁：16）と主張している。両者の主張を受けて地裁は、上記2つの資料がそれぞれ示すXの労働時間の隔たりにつき、Xの仕事量、同期社員Tの仕事量、Tの証言①（勤務状況報告表に時間外労働を過少申告していた旨）、新入社員の慣習から所定の労働時間内は雑用に追われる等してXが担う本来の企画等の業務を深夜へと持ち越していたことの必然性、Tの証言②（在館中のXは基本的に仕事をしていた旨）、一審被告の労働組合の調査結果（社員の半数近くが勤務状況報告表に過少申告していた旨）等を根拠に、そこにみる時間差は「基本的に、残業に充てられていたものと認めるのが相当である」（地裁：26）と判断した。この判断によれば、Xの労働時間割り出しの方法につき、一審原告側の主張が事実上認められたことになる。すると、一審原告側の算定に従い、Xの労働時間は、一審被告所定労働時間のちょうど2倍、（1か月の稼働日を21日として）日換算で14時間・月換算で294時間・年換算で3528時間であると推定することができるのだ。この具体的な数字がそのまま認定されたわけではないことには注意が必要である³が、それでも上述の通り方法論上の正当性が事実上認められているわけがあるから、当の数字がXの労働時間の過剰性を判断するにあたり地裁が前提とするところの文面の推定から大きく外れるものではないといえる。

その上で、地裁は、この推定される労働時間をもってXが「社会通念上許容される範囲をはるかに超え、いわば常軌を逸した長時間労働をしていたものというべきである」（地裁：26）と判断したのだ。

ところで、上述の判断に対しては疑問を禁じ得ない。なぜなら、Xの労働時間が「社会通念上許容される範囲」を超えているか否かを判断する場合には、Xの労働時間が推定されるだけでは論拠が足らず、同時に、「社会通念上許容される範囲」なるものの限界値が定められねばならないはずであるが、後者についてはそれ自体の曖昧な表現以上の規定はみられないからだ。これでは、Xの労働時間が許容範囲を超えていることは確実だとしても、当の時間の下には測り難いグレーゾーンが発生することになろう。ちなみに、地裁の判断に少なからず影響を与えているであろう一審原告の主張には「一般に、過労死する危険性のある長時間労働のボーダーラインは年間3000時間であると言われている」（地裁：15）とする言明がある。そこで仮に、この言明の内容を地裁判断が申すところの社会通念であると思われし、その妥当性を検討してみよう。

結論からいって、上述の言明は根拠薄弱であり、それゆえその内容は社会通念であると思われべきものではない。年間3000時間労働といえば、先と同様の算定方法によると、1日約12時間労働であるが、もしこの数字が、過労死ないし過労自殺の危険性に係ってボーダーラインとしての根拠を有するとすれば、少なくとも1日12時間未満の労働時間によっては過労死ないし過労自殺が発生しないはずであろう。ところが実際には、「協成建設工業ほか事件」⁴等の事例が明らかにしている通り、1日12時間未満の労働時間によっても過労自殺は発生しているからだ⁵。同上の例に即していえば、労働者は1日10-11時間労働という環境の中でも自殺する場合がある。そしてそのような自殺に関して、長時間労働としての労働の過剰性に原因があることが司法判断の場で認定されているのだ。ところで、この事実が重要なのは、「電通事件」におけるXの労働時間が、「社会通念上許容される範囲」を超えていたか否かにかかわらず、仮に合法性の範囲内に取まっていたとしても、そこに過剰性を見出すことが可能であることを示しているからである。

実は、労働基準法三六条⁶に基づいて一審被告と労働組合との間で締結された協定が許容する月間上限労働時間を日換算すると、1日約10.6時間になるのであり、それはつまり、過労自殺が生じて何ら不自然ではない時間量となるのである。そうすると、Xの過労自殺は本当に、彼の労働時間が「社会通念上許容される範囲」をはるかに超えるものであったがゆえに生じたのか、という問いを禁じ得ないことになろう。しかし、この問いに答えることは事実上不可能なのだ。その代わりとして、かかる問答を不可能にしている曖昧な表現によって事実上黙殺されている前提についてはもはや明らかであって、すなわち繰り返せば、「電通事件」においては、法が定め労働者の利益を守らんとする意図を介して決められた労働時間が既にして（公的に承認されるものとしての）過労自殺の要因として足るほどに「過剰」であったのである。

3. 長時間労働と自殺を相当因果関係として結ぶもの

第2の争点は、Xの長時間労働と自殺との間に相当因果関係が認められるか否か、である。この点につき、両者を相当因果関係として結ぶものとして議論の俎上に載せられるのが、自殺を引き起こす蓋然性の高い病気であるとされるうつ病の存在だ。一審原告が主張したところによると、Xは過剰な長時間労働による疲労と睡眠不足によりうつ病に罹患し、その結果として自殺したのであるから、業務（長時間労働）と自殺との間には相当因果関係があるという。これに対し、一審被告もまた地裁段階においては、Xがうつ病に罹患していた可能性自体を否定せず、ただしその上で、うつ病と自殺の原因をそれぞれ業務とは関係のない事情へと振り分けて提示し、長時間労働と自殺との因果関係を否定した。両者の主張を受けて地裁は、Xの労働時間の過剰性について判断する際に用いた根拠をそのまま引き継ぐ形で、Xの「うつ病はXの性格もさることながら、長時間労働及びそれに基づく睡眠不足による疲労という誘因が存在した結果であると認めるのが相当である」（地裁：27、名称を仮名に変更、以下全ての引用で同様の改変）と判断している。また、自殺については、過剰な労働時間に起因するうつ病に起因するもの以外に「同人をして自殺に至らしめると合理的に推認できるような事情は、何ら存しないというべきである」（地裁：27）と判断しており、これら一連の判断によって一審原告が主張するところの相当因果関係を認定した。

興味深いのは、一審原告・一審被告・地裁判断というそれぞれの立場の違いを超えて皆一様に、Xが自殺を引き

起こす蓋然性の高いうつ病に罹患していたことを否定し難い前提としていることだ。この点については、当地裁判決の約10か月後に下された「東加古川幼稚園事件」⁷地裁判決において対照的な内容が示されている。当事件においては、自殺した労働者につき、うつ病罹患の事実があったか否かが1つの争点となっており、この争点に係る判断は結果的に、先行研究が評するところによると「第一審では原告側が申請した精神科医の意見書提出と証人尋問が却下され、医学的知見を全く採り入れていない事実が公に」（藤沢, 2002: 197）されることとなった。つまり、精神医学的定説に準拠して成立するうつ病を媒介とした長時間労働と自殺との因果関係が否定されたのである。

ただし、先の引用にみる指摘には、部分的にはあるが、誤解に立脚していることを窺わせるような安易さが感じられるのであり、幾分厳密化を要する。それは「医学的知見を全く採り入れていない事実」という表現にかかわってのことだ。この表現は当然のこと、精神科医による事後の精神医学診断が証拠として採用されなかったことを直接的に指して発せられたものであろう。しかしながら、当事件について地裁は、上述の争点についての判断に係る事実認定の経緯の中で自殺した労働者を生前に診察した医師の診断（うつ病とは認めなかった）を採用していることから、「医学的知見を全く採り入れていない」とは言い難い部分があるのだ。とはいえ、当事件において生前診断を行った医師は「精神科医ではないことが公判廷において明らかにされて」（同上: 196）いることをもって、地裁の判断にみる医学的知見に疑義を呈することは可能である。仮にこの筋で厳密化を果たせば、地裁は医学的知見の内容として考慮すべき専門性を度外視した、ということになる。その上で問題は、何故度外視したのか、という点にある。その合理的理由について検討する際、まずもって図式的には自明であるところ、すなわち医学的知見の専門性よりも重点を置くべき判断要素があったのだ。そして、その判断要素とはおそらく、医師が生前の対象者に対して直接的に係っているか否か、である。この判断要素に重きを置く以上、事後的な精神医学診断の正当性は認めがたいものとなるのだ。

既に多くの論者が指摘している通り、過労自殺の事例においては大半の被害者が生前に精神科医の診断を受けていない。この事実があくまでうつ病罹患の立証に係る問題でもある以上、それは事後的な精神医学診断の問題をも含意している。ちなみに、「電通事件」のXもまた生前診断を受けていなかったものであり、上述の問題は、「東加古川幼稚園事件」地裁判決から約4か月後の高裁判決の場で初めて争点として組み込まれることとなった。一審被告が「うつ病の診断は、直接患者を問診しないと極めて難しく、Xがうつ病に罹患していたとする確たる証拠はないと主張」（労働判例724号: 20〔以下、高裁: 頁数〕）したのである。これに対し高裁は、4人の医師による診断を証拠として提示し、そのうちXのうつ病罹患を認めた3人の医師の診断に即して「事後的にはあるが、複数の医師がXがうつ病に罹患していたないしはその可能性が高いと診断しているのである」（高裁: 20, 傍点引用者）と述べ、Xのうつ病罹患の事実を再度認定する判断を下した。この一連の流れをみるに、明らかな事実として看過できないのは、一審被告の主張に対する回答ともなるべき上述の判旨が全克的外れであるということである。端的に言って、精神医学診断の事後性についての問題は宙吊りにされたのだ。そして再びXの事例は精神医学的定説へと回収されていくことになったわけであるが、さらにいえば、この方向性については基本的に最高裁においても問題提起されることなく、言外に維持されることとなったのである。

ところで、宙吊りにされた問題は、「法廷の延長」にいくつか類似する見解を生み出すことになった。たとえば、根本到は「電通事件」最高裁判決を分析した論考の中で、「本判決が先例となっていく場合に、「うつ病」等の存在を強調しすぎることは問題である」と主張し、またその理由として「うつ病等の確定は精神医学的な立証が必要とされているため、うつ病等の発症とみて不都合はないほどの心身疲労があったことで十分とされるべきであるからである」（根本, 2001: 91）と述べている。この見解を咀嚼してみると、第一にうつ病の存在についての事後的な精神医学的立証が困難であるということ、それゆえ第二にうつ病を存在せしめるに十分な心身的疲労（長時間労働）の立証だけで因果関係の立証として足りるというわけだ。このようにみても、上述の見解には疑念を禁じ得ない。なぜなら、うつ病の存在が立証されないままに、うつ病以外の原因が存在する可能性が全く排除されているからである。また、Xは長時間労働により心身疲労の状態にあり、そしてXは自殺した、それゆえXはうつ病であった、という具合に、長時間労働と自殺との因果関係の立証を目的とするというよりも、その因果関係を暗黙の前提としてうつ病の存在を立証することを目的とした（不可能な）図式へと容易に読み替えうるからだ。すると、確認しておくべきなのは、「電通事件」最高裁判決に対する部分的な批判であるはずの根本の見解が、逆に、事後的な判決の「補

完」としての役割を果たしうるということである。

石川由恵は、「電通事件」以降の過労自殺事件民事訴訟の傾向を分析して、「うつ病罹患の有無やうつ病と業務との因果関係などを厳格に認定判断することもなく、労災認定の場合以上緩やかに、業務の過重性のみにより、事実上自殺と業務との因果関係を認め、その結果、企業の安全配慮義務違反による損害賠償責任を認める傾向がある」と語っており、例えば、「協成建設工業ほか事件」地裁判決では「精神障害の診断名すら判示していない」（石川、2002: 23）ことを指摘している。それでは、長時間労働と自殺との因果関係を立証する上で、うつ病の存在はもはや不要となったのであろうか。いや、むしろ厳密には、うつ病の存在が、立証されないままに上記因果関係を成立させる自明の事物として確立されつつあるのだ。この確立に係って「電通事件」が果たした先行判例としての役割は、上述した根本の憂慮とは裏腹にむしろ彼の主張に沿った後続の判例を生み出すべく、うつ病の存在という既成事実を精神医学診断の事後性という問題を宙吊りにすることで創り上げたことである。そして、一度創り上げられた労働者被害としての自殺の原因には、確かにもはや具体的な「診断名」など要しない。その原因は、「電通事件」高裁判決において一審被告が主張した「自殺者の主体的自己決定」（高裁：15）以外であれば、事実上、何と呼ばれようと構わないようなものなのである。

ところで、「主体的自己決定」による自殺、つまり、行為としての自殺という解釈は、過労自殺事件における損害賠償請求を阻むものであるばかりか、かつては遺族補償年金支給を阻む行政側の砦でもあったのであり、これを根底から否定（黙殺）することになった一連の「電通事件」判決は、遺族救済という観点からするとまさに画期的であった。しかし中立的な観点から、原因としての相当性という尺度に留まって見るならば、かつて会ったことはないし今も会っていないしこれから先も会うことはない人間の精神状態を忖度することによって創られた原因と肩を並べた場合に、その他の原因が影となり見落されるべきでないことは確かである。

4. 消極的過失と積極的加害

第3の争点は、Xが過剰な長時間労働をしていたことにつき、一審被告側に安全配慮義務違反等の過失が認められるか否か、である。次いで第4の争点は、Xの損害額算定にあたり、Xの性格的要因や合理的行動の欠如ないし一審原告がXの状況を改善すべく具体的措置を採らなかったこと等の事情により損害額を減額すべきか否か、というものだ。この2つの主要争点については、Xの性格的要因に関するもの以外は全て、各関係者がXの過労自殺を防止する為になすべきだったことに関する争点であるといえるので、一節にまとめて論じたい。加えて、先取りしていえば、なすべきだったことの検討を（本来それと表裏一体の関係として同様に扱われるべきであるが法廷においても、またその「延長」においても黙殺されている）なすべきでなかったこと、つまりXの過労自殺を引き起こす上で積極的加害となった働きかけについての検討へと関連付けて論じたい⁸。

さて、なすべきだったことに関する争点としてまず俎上に載せられるのは、一審被告の安全配慮義務違反の存否についてである。この点につき、一審原告は地裁の場で「被告は、雇用主として、社員であるXの労働時間、労働状況を管理し、過剰な労働時間によりその健康が侵害されないよう配慮すべき義務を負っていたにもかかわらず、右義務を怠った過失がある」（地裁：16）と主張した。これに対し、一審被告は、Xに対する一審原告主張の義務を果たしていたと反論し、その根拠として、健康管理センターの設置、深夜退社の社員に対するホテル宿泊制度・出勤猶予制度・タクシー乗車券支給、時間外労働の特に多い社員に対するミニドックでの特別な健康診断、勤務状況報告表による社員の労働時間把握、労使一体となつての労働時間改善等を実施していた事実を挙げている。両者の主張を受けて地裁はまず、懸案である安全配慮義務の内容について限定を行った。すなわち、当事件の争点に係る安全配慮義務とは「その（Xの）労働時間を軽減させるための具体的な措置」（地裁：28、丸括弧内引用者）であると規定したのである。ちなみに「具体的な措置」というところの具体性とは、Xの心身の疲労の状態を知りえた直属の上司による直接的な働きかけを含意するに他ならない。その上で、この通り規定された安全配慮義務の内容に従って、なすべきだったことをなさなかった一審被告の消極的過失を認める判断を下した。

ところで、地裁はXの過労自殺を防止する為になすべきだったことの内容を限定しているわけであるから、本来ならば、その限定内容から逸れる一審被告主張の諸制度については一顧だにしない旨断じる一言で足りたはずであ

る。とはいえ、懸案の諸制度のうち、勤務状況報告表による社員の労働時間把握及び労使一体となつての労働時間改善については、「労働時間を軽減させるための具体的な措置」に全く関係しないわけではないから、この2点についてのみは考慮に入れる余地があると言えるかもしれない。それでも認定事実によれば、同2点に係る施策は事実上機能していなかったことが明らかであるから、やはりこれらについても多言を要しないといえる。ところが地裁は、主として勤務状況報告表による労働時間把握の機能不全を指摘した上で、「そのような状況下では健康管理センターの設置やタクシー乗車券の無制限の配布等、被告の主張する安全配慮義務を具体化する措置のみでは、社員の労働時間を把握し、過剰な長時間労働によって社員の健康が侵害されないように配慮するという義務の履行を尽くしていたということができず」（地裁：28）という大いに含みを残す言及をしているのだ。すると仮に、勤務状況報告表が事実を示すものであり社員の労働時間把握が機能していたならば、一審被告は彼らの主張するところの諸制度の実施によってXの過労自殺を防止する為のなすべきだったことをなしたことになるのだろうか。

そんなはずはない。なぜなら一審被告における諸制度の多くは、過労自殺を防止するどころか、過労自殺の原因となるとされるところの過剰な長時間労働を黙認ないし事実上強制するものに他ならないからである。たとえば、深夜に及ぶ長時間労働を黙認ないし奨励することを目的とするのでなければ、ホテル宿泊・出勤猶予・タクシー乗車券配布などといった制度がなぜ必要なのか。答えはいうまでもなく、別言すれば、そもそも一審被告の三六協定が定めるところの1日当たりの限度（時間にして6.5時間、時刻にして午前0時）を超越した時間外労働を想定した制度がある事自体の不当性が問題にされてしかるべきなのだ。また、過労状態にある労働者を前提とし、長時間労働に耐久する身体を保持させることを目的とする制度としてでなければ、いかにして、過労自殺を防止する為になすべきだったことに係って、健康保健センターの設置や時間外労働の特に多い社員に対するミニドックでの特別な健康診断などという制度が一審被告側の反論内容として登場しうるのである。答えはいうまでもなく、この点については、労働時間を軽減するという意味に限定されたはずの安全配慮義務の内容が、長時間労働を耐久する心身の健康管理義務の内容へとすり替わっているのである。

以上のように、一審被告の顛倒した論理とそれに回収されかねない含みを残した地裁言及の余波は、それを注意深く避けるような形で下された最高裁判決の網目にも絡んで、次のような先行研究の見解を生み出している。すなわち「業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う」（労働判例779号：17〔以下、最高裁：頁数〕）という最高裁の表現を受け取って、「これが安衛法六五条の三等を根拠にしているところからみると、使用者は個々の労働者の健康状態を常にチェックして、業務遂行による私傷病の悪化も防ぐべき義務があると判示しているように読める」（保原，2000：6）とする見解だ。これは、既述の通り、「電通事件」の画期性に係って、労働者のメンタルヘルスマネジメントの責任が企業側にあることを明示したことを指示する主張の根拠となっているところと同じ部分である。そして、プライバシーの問題を提起するこの度の論者（保原）の主張をもって争点をなしていることも既述の通りだ。その上で、前段の議論の流れからいって、いまやこの争点の成立自体に疑義を挟まねばならないことは明らかである。なぜなら既に大内伸哉（2009）が正しく指摘している通り、「電通事件」最高裁判決においては、労働者の過労状態を看取し彼の文字通り法外な労働時間を軽減させる措置を採るべきであったという程度の使用介入しか示唆していないからだ。

仮に、プライバシーの問題が争点として成立するとすれば、それはXがなすべきだったことに係る高裁の判断やそれに準拠して論を立てようとする先行研究の眼差しに対してであろう。高裁は過失相殺の判断を下すにあたり、その根拠の一つとしてXに期待された合理的行動の欠如を挙げたわけであるが、これについての判断を回避した最高裁判決に対し、特に「自己健康管理義務違反は重要な問題であり、これを無視することはできない」とする旨の反論があることは既に述べている。ちなみに、労働者が果たすべきであるとするところの「自己健康管理義務」の内容をXの場合に即して限定すれば「精神科の病院に行く」（高裁：23）ことに他ならない。その上で、この点関しては、（先に指摘した）一審被告に課せられた安全配慮義務の内容についての論理的すり替えと同様の誤謬が高裁の根拠提示にこそみられるのであり、最高裁はそもそもこれについて判断する必要すらなかったといえるのだ。それゆえ、上述の反論は当を得ていない。それどころか当の論者には、使用者には労働者個人個人のメンタルヘルスマネジメントの責任があるという（それ自体、少なくとも「電通事件」の判例分析としては誤った）見解を経て想定されるところのプライバシーの問題が跳ね返り、第三者的専門家であるはずの自らが使用者に成り代わって、懸念されてある

パターンリズムを体現しているのだという事実が認識されなければならないはずである。この認識へと啓かれていない言説構築によって「電通事件」の安全配慮義務は健康管理義務だとする方向性が確立され事件後の政策にも影響を与えていることを踏まえ、なおかつ一審被告の上述した反論内容との類似性をも踏まえて考え併せるならば、「第三者的専門家」として過労自殺という大きな現象に対しては積極的加害性を問われかねない立場にあるといえよう。

最後に、なすべきだったことに関して争点をなすのは、一審原告がXの状態を改善するための具体的措置を取らなかったことについてである。この点は、Xに期待された合理的行動の欠如と同様に、高裁が過失相殺を決するにあたり根拠として挙げたものだ。判決によると、一審原告は「Xの両親として独身のXと同居し、Xの勤務状況等をほぼ把握していたから、Xのうつ病罹患及び自殺につき予見可能性があり、またXの右状況等を改善する措置をとり得たことは明らかというべきである」（高裁：23）から、これを怠った一審原告にも過失があると認められたのである。これに対し最高裁は、「Xは、大学を卒業して一審被告の従業員となり、独立の社会人として自らの意思と判断に基づき一審被告の業務に従事していたのである」から「一審原告らが両親としてXと同居していたとはいえ、Xの勤務状況を改善する措置を採り得る立場にあったとは、容易にいうことはできない」（最高裁：19）とし、結論として上記高裁の判断を破棄した。言うまでもなくポイントは、Xの社会人としての独立性に置かれており、これを軸に、高裁の「なすべき（なしうる）ことをなさなかった」は最高裁の「なさなかったことは、なすべき（なしうる）ことではなかった」へと変換されたのである。またそうすると、「なさなかったこと」という消極的事実だけをとりみると、両者に争いがないことが理解されよう。

その上で興味深いのは、両判決に挟まれる形で発せられた一審原告の主張が、過失の存否に係って上述の消極的事実自体に対する正面切った反論となっていることだ。すなわち川人博は、最高裁口頭弁論の場で、高裁が導出した過失相殺論の誤りを指摘する旨前置きした上で、「本件において、Xの両親は、Xの健康のために、家族として最大限の努力を行ってきました」（川人，2006：114）と主張し、続けて、地裁と高裁が共に争いのない事実として認定したこと、たとえば通勤送迎や栄養バランスに配慮した食事提供等の事実を根拠として挙げているのである。そうすると、仮にこの主張を検討する形で最高裁の判断が下されていたとするならば、争点はむしろ消極的事実の存否に限定されることになったであろう。しかし、そうはならなかった。なぜなら、この場合にも、安全配慮義務の内容についての規定に伴って生じたあの論理的すり替えと同様の誤謬が一審原告の主張に見受けられるからである。つまり、最高裁が規定するところの、Xの状況を改善する為の具体的措置とは、今回の場合にも労働時間軽減に係るものに他ならならず、その余の積極的事実は過失相殺を巡る争点につき無関係なものとして判旨の外に置かれることとなったのだ。ところで、問題はここにある。無関係なものとして排せられる積極的事実は、本当にあらゆる意味で、Xの過労自殺に係って無関係なのであろうか。要するに、一審被告が安全配慮義務を果たしていたと主張した際に根拠として挙げた諸制度が実際には長時間労働を黙認ないし奨励するものであったように、一審原告が「なしたこと」もどうかと問われなければならない。

一審原告はXの状況を改善するために、毎朝Xを駅まで車で送り、栄養バランスのとれた食事を与え、「Xを起床させようと、夏期であれば冷たいタオルを持って行って顔を拭いたり、体を揺り動かすなどしていた」（地裁：22）のである。これらの積極的事実が（おそらく本人らの意図を超えて）Xの過剰な勤務状況を追認し助長するものでなければ、なんであろうか。Xの社会人としての独立性が、一審原告側の消極的事実についての法的責任を免ずる上での根拠を与えるものであっただけに、上述の誤謬に基づく一審原告側の的外れな反論は、皮肉なことに、彼らに道義的責任があることを彼ら自身が表明しているに等しいものとならざるをえない。当節全体の結論へと代えれば、一審被告はもちろんのこと一審原告に対しても本来ならば、「なすべきだったことをなさなかったこと」の消極的過失性を問うに足らず「なすべきでなかったことをなしたこと」の積極的加害性が問われねばならないような局面が法廷内の言説関係の中で出来ていたのである。

5. おわりに

近年では、三六協定で定められた時間外労働の過重性を問う過労死民事訴訟が起きている。これは、「電通事件」判決が法外な労働時間の過剰性を強調することで結果的にその手前にある前提を黙殺してしまったことにもかかわらず、物理的強制力によって白日の下に曝される事実を示しているのだ。つまり、合法的な労働時間によっても過労死・過労自殺は生じている。では、合法的な労働時間の過剰性を解消する為の社会政策が強固に打ち出されているのかといえば、必ずしもそうではない。過労死・過労自殺を防止するための社会政策の重点はむしろ、「電通事件」判決のミスリードというよりは「第三者的専門家」の誤読によって、労働者の健康管理に関する事象に置かれるようになったといえる。

労使間の対立構図、あるいは加害者企業と被害者家族との対立構図に即した旧来的学説を乗越え、本稿が「電通事件」を素材にして各所で提示した多様な力関係についての予備的視点を総合し、今日の過労死・過労自殺と称される死の取り扱われ方とその社会的含意を検討していくことがこれからの課題である。

注

- 1 安全配慮義務は「電通事件」当時、民法四一五条に係る判例・学説上の概念であり、これの不履行（違反）は、使用者の賠償責任を認める際の根拠となっていた。先行判例（「川義事件」最高裁三小 昭59・4・10判決 民集38巻6号557頁）によって同義務の内容は、労働者の種類や労務の内容・状況によって異なるものとして捉えられてきたのであるが、「電通事件」最高裁判決によって、これに（「安全」の内容として）労働者の心身の健康が該当すると広く承認されるに至った。同義務は現在、2008年制定の労働契約法第五条に明文化されている。
- 2 「電通事件」地裁判決までに、業務上の疾病を苦に精神的損害を受け自殺に至ったケースを除き、単に業務上のストレスによって精神疾患に罹患し自殺に至ったケースに限定すれば、行政補償が認められたのは、1984年の設計技師による自殺未遂事件（昭和59年2月14日基収330号）のみである。
- 3 具体的な労働時間の提示を伴う判断が下されなかった理由として、唐津博は「その（Xの）労働時間の過剰性いかなの判断が求められている本件については、厳密な法的労働時間性判断を不要と解したもののようである」（唐津, 1996: 116, 丸括弧内引用者）と解釈している。
- 4 札幌地裁平10・7・16判決 労働判例744号29頁。
- 5 過労自殺事件の諸判例を分析し、労働の過重性についての各争点をパターンごとに分類している先行研究によれば、少なくとも「協成建設工業ほか事件」については「主として労働の長時間性を過重性判断基準とし」（三柴, 2000: 38）ているのであり、同様の判断基準を有する「電通事件」との引合いに関して一定度の妥当性が認められるといえよう。
- 6 「電通事件」当時は、平成10年12月28日労働省告示第154号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」告示前である。尚、このいわゆる限度告示とさらにその改正（2009）を経た後も、時間外労働の基準を超えた延長については行政指導の対象となるに留まり、法的拘束力のない状態が維持されていることを注記しておく。
- 7 神戸地裁平9・5・26判決 労働判例744号22頁、及び、大阪高裁平10・8・27判決 労働判例744号17頁、及び、最高裁三小平12・6・27決定 労働判例795号13頁。
- 8 Xの性格的要因に係る議論は、紙幅の都合により割愛する。

主要参考文献

（「電通事件」判決文）

東京地裁平8・3・28判決 平5（ワ）1420号 労働判例692号13頁。

東京高裁平9・9・26判決 平8（ネ）1647号 労働判例724号13頁。

最高裁二小平12・3・24判決 平10（オ）217号、同218号 労働判例779号13頁。

保原喜志夫, 2000, 「最新労災判例の詳解 自殺の損害賠償額の算定につき、本人の性格や遺族の落ち度が減額の理由とはならないとされた例——電通事件・最二小判平12・3・24労働判例779号13頁」『ろうさい』51（7）: 4-7.

藤本正, 1996, 「過労による自殺と企業責任——電通事件・東京地裁判決」『労働法律旬報』（1386）: 6-10.

藤沢攻, 2002, 「過労自殺に関する法的考察——ある保育士の過労自殺に関する判決の検討を中心に」『盛岡大学短期大学部紀要』12: 193-

208.

- 石田信平, 2006, 「過労自殺の業務上外認定について」『同志社法學』57(7):121-150.
- 石川由恵, 2002, 「過労自殺——行政訴訟・民事訴訟の動点と問題点」『中京大学大学院生法学研究論集』22:1-33.
- 唐津博, 1996, 「労働者の長時間労働と自殺との間に相当因果関係が認められ、使用者の安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任が肯定された事例——電通事件」『ジュリスト』(1098):114-117.
- 川人博, 2006, 『過労自殺と企業の責任』旬報社.
- 三柴丈典, 2000, 「長時間労働と過労自殺との相当因果関係——電通事件・最高裁第二小法廷判決(平12・3・24 労判779号13頁)の研究」『労働法律旬報』(1492):34-49.
- , 2001, 「電通事件(最高裁第二小法廷判決〔平成12年3月24日・労働判例779号13頁他〕)——過失相殺の類推適用に関する判断を中心に」『日本労働法学会誌』(97):268-279.
- 根本到, 2001, 「労働判例研究 長時間労働を原因とする過労自殺に対する企業責任と過失相殺」『法律時報』73(4):88-91.
- 大内仲哉, 2009, 「会社は、過労自殺した社員に、どこまで補償をしなければならない?——電通事件(最二小判平成12年3月24日民集54卷3号1155頁)」『法学教室』(341):86-94.

Implications of the Judgment in the Dentsu Case: Working Hours, Psychiatric Diagnosis, Victim's Family

HAMAMOTO Masao

Abstract:

Although there has been juristic analysis of the court's judgment in the Dentsu case, the leading legal case in Japan about suicide induced by overwork, academic analysis of the judgment has been lacking. Focusing on the judgment as well as the subsequent juristic discourses related to it, this paper critically analyzes from a sociological perspective three aspects of the Dentsu case: working hours, the psychiatric diagnosis, and the victim's family. About working hours, the judgment highlighted the excess of illegal hours but ignored the excess of legal hours. About the psychiatric diagnosis, the judgment recognized the existence of depression in connection to prolonged work and suicide as a legally sufficient cause, but it overlooked the problem entailed by an ex post facto psychiatric diagnosis. About the victim's family, its responsibility, along with that of the employer, should have been considered not merely as passive negligence but also as an active offense. Based on these results, the author proposes, as a future subject of study, to examine the treatment and social implications of suicide induced by overwork in the present day.

Keywords: suicide induced by overwork, Dentsu case, working hours, psychiatric diagnosis, victim's family

「電通事件」判決の黙示 ——労働時間・精神医学診断・被害者家族——

濱 本 真 男

要旨:

過労自殺の主要判例である「電通事件」判決の判決文を対象とした分析は、法学的分析を除いて、殆どなされていない。そこで本稿は、当判決文と関連する法学的言説とを用い、当事件の三つの側面（労働時間・精神医学診断・被害者家族）について批判的に分析する。

結果的に次の3点を明らかにした。労働時間について、法外な労働時間の過剰性が強調されるあまり、その手前にある合法的労働時間の過剰性という前提が黙殺されていること。精神医学診断について、長時間労働と自殺とを因果関係として結ぶものとしてのうつ病の存在が、精神医学診断の事後性という問題が宙吊りにされたまま承認されていること。被害者家族について、企業の場合と同様に、家族には消極的過失の責任が問われるだけではならず、積極的加害もまた問われるべきであること、である。

以上の成果を踏まえ、今日の過労自殺の取り扱われ方とその社会的含意を検討していくことが今後の課題である。